

■認定NPO法人の3特例の3カ月延長

認定NPO法人の3特例が6月30日申請分まで延長されました。シーズが世話団体の1つを務めるNPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会（以下、NPO/NGO連絡会）が緊急要望を行った成果です。これにより、大幅に要件が厳しくなる事態を避けることができました。3特例とは次の3つです。

1) 実績判定期間の特例（2年でも可）

認定NPO法人の認定を受けようとする際、過去の実績が必用で、その判断の期間となるのが、「実績判定期間」です。これは、パブリック・サポート・テスト等の認定要件の判定対象になる期間です。原則、5年ですが、初回の認定を受けようとする際、2年でもOKとする特例があります。（この特例もシーズなどのロビー活動の成果です）この「2年でもOK」とする特例が、6月30日申請分まで延長されました。

2) PST基準値の特例(1/3を1/5に引き下げ)

認定NPO法人の要件の一つにパブリック・サポート・テスト（PST）という分数式があります。収入に占める寄付の割合を図るもので、広く市民から支援を受けているNPO法人に税の優遇を与える主旨のテストです。原則、3分の1でしたが、5分の1に引き下げた特例が適用されていました。（この特例もシーズなどのロビー活動の成果です）この「5分の1」でOKとする特例が、6月30日申請分まで延長されました。

3) 小規模法人のPST特例（親族合算不要・名寄付算入可など）

年間平均収入額が800万円未満の小規模な法人であれば、簡易な計算式によるPSTで認定判定を行うとされています。これにより申請手続きにかかる手間が軽減できます。（この特例もシーズなどのロビー活動の成果です）この「小

規模法人のための簡易な計算式」で申請できる特例が6月30日申請分まで延長されました。

平成23年度税制改正は、ねじれ国会下での与野党対立の影響で、難航しています。今回の特例措置の延長は、与野党間の協議の上、「つなぎ法案」が議員立法で提出され、成立しました。

平成23年度税制改正の目玉である、寄付金税額控除や新しいPST（3千円以上の寄付者が100名以上）はまだ実現していません。

シーズは、引き続き、3特例の本則化はもちろん、平成23年度税制改正の実現やNPO法改正の実現に向けて、働きかけを行っていきます。

■被災地NPOの事業報告書提出延長の特例措置

3月31日、内閣府は「東北地方太平洋沖地震に関するお知らせ（各種届出等の義務について）」を発表。東北地方太平洋沖地震が3月13日に「特定非常災害」に指定されたことを受けて、NPO法上義務付けられている事業報告書提出義務等を6月30日まで延長可とすると発表しました。また国税庁は認定NPO法人についても、同様の延長措置を講じるとしています。

この措置により、例えば1月～12月を事業年度とするNPO法人が3月末までに事業報告書や収支計算書を所轄庁に提出できなくても、罰則（過料20万円以下）の適用が免除されます。

ただし、内閣府によると、本救済措置の適用の可否は、個々の法人の事情を考慮して、検討する。」とのことで、どのNPO法人にも一律に適用ということではないので、注意が必要です。またこの措置だと、3月末を事業年度とするNPO法人には適応とならなりません。シーズでは引き続き期限延長を要望していきます。

■政府の「ボランティア連携室」と NPOの連携の回路構築

このたびの未曾有の被害からの復旧・復興支援段階では、ボランティア・NPO等による支援活動が重要になってくることから、3月11日、辻元清美衆議院議員が災害ボランティア担当の首相補佐官に任命されました。

そして、3月16日、内閣官房内に「震災ボランティア連携室」が設置されました。

震災ボランティア連携室は、辻元清美首相補佐官の下、政府とボランティア・NPO/NGOとの調整・連携を行っていくものです。室長には、湯浅誠内閣府参与が就任しました。

シーズは、この政府の「ボランティア連携室」とボランティア・NPOの連携回路を構築のため尽力しました。被災者支援、被災地で活動する支援体制作りのため引き続き、災害対策ロビーを行ってまいります。

■東日本大震災支援全国ネットワークの 立ち上げ

東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）は、NPO/NGOやボランティア団体らが被災地の救援・復興に向けて、連携して活動していくためのネットワークとして、3月16日に結成。3月30日に設立総会を行いました。

シーズは、JCNの世話団体・常任世話団体を務め、副代表の松原は、「制度チーム長」を務めています。被災者や被災地で活動する市民活動団体の制度づくり、平成23年度税制改正の実現やNPO法改正の実現に向けて、JCN制度チームとしても働きかけを行っていきます。

■震災救援・復興に向けた緊急要望

シーズが世話団体の1つを務めるNPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会（以下、NPO/NGO連絡会）は、「東日本大震災の救援・復興支援に向けたNPO法・税制等に関する緊急要望書」をまとめ、政府やNPO議連参加議員へ要望活動を開始しました。被災したNPO法人に対する救済措置や被災者救援・被災地復興活動を行うNPO法人への支援措置を求めているものです。

東日本大震災の救援・復興支援に向けた NPO法・税制等に関する緊急要望書

- 被災したNPO法人・認定NPO法人に対する救済措置
 - ◇ NPO法上義務付けられる手続き・報告等の免除・提出期限延長
 - ◇ 認定NPO法人における一部取消要件の免除
 - ◇ NPO法人の事業再開に向けた緊急融資や税制支援
 - ◇ 各省庁のNPO法人向け委託事業・補助金等の報告等の簡素化・期限延長
- 被災地の救援・復興活動を行うNPO法人・認定NPO法人に対する支援措置
 - ◇ NPO法人の救援・復興活動を促進するNPO法上の環境整備
 - ◇ 寄付金税額控除や新PST等の平成23年度税制改正の早期実現
 - ◇ 認定NPO法人制度や寄付税制の拡充・弾力的運用
 - ◇ 中央共同募金会「ボランティア・NPO活動支援募金」の弾力的運用
 - ◇ 内閣府「新しい公共支援事業」交付金の弾力的運用

4月1日、尾立財務大臣政務官、辻元清美首相補佐官、内閣府経済社会システム担当、内閣官房震災ボランティア連携室等に緊急要望を行いました。また、内閣府市民活動促進課や与野党にも要望書を提出してまいります。